

目次

1. 証券税制に関するもの
 - (1) 証券決済システムの改革に伴うCPに係る税制措置
 - (2) 事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直し
 - (3) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子等に係る非課税措置の適用
 - (4) 株式配当二重課税の見直し
 - (5) 個人投資家に関する金融所得の包括課税の導入
2. 企業年金関連税制
3. 企業組織再編税制の抜本改革
 - (1) 会社分割税制の創設と企業組織再編税制の抜本改革
 - (2) 連結納税制度の導入

1. 証券税制に関するもの

- (1) 証券決済システムの改革に伴うCPに係る税制措置
 - 1) 企業の短期資金調達手段として、短期借入とCPとが考えられるが、CPは、金融機関を介さず直接機関投資家から資金を調達するのに適した方法であり、運転資金を安定的に確保するのに極めて有益である。現在効率的なCP市場の育成に向けて法制・自主ルール・システム等につき関係者間で積極的な取り組みが行われている。
 - 2) 一方、現在検討が進められている一連の証券決済システムの改革の流れの中で、CPを規律するルールについても検討作業が行われている状況にある。こうした中、CPにつき税制上の措置が必要となる場合には所要の措置を講じることが、使い勝手のよい短期資金調達手段としてCP市場を発達させる上では不可欠である。
- (2) 事業法人が受領する社債等の利子に係る源泉徴収制度の見直し
(租税特別措置法8条)
 - 1) 我が国の社債流通市場の発展を阻害する要因として、登録社債について、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみ、その受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録社債の受取利子については、源泉徴収が適用されるという問題が挙げられる。
 - 2) つまり、「課税玉」「非課税玉」の2種類の社債が併存する結果、両者の市場が分断され、円滑な社債流通が著しく阻害されているのである。
 - 3) しかも、事業法人間で「課税玉」が売買される場合には、利払日に当該社債を保有していた事業法人のみが、保有期間に相当する源泉徴収額の控除を受けられる扱いとなっているため、事業法人が利払期間の途中で債券を売却した場合と利払日に保有していた場合で投資採算に格差が生じるという著しく不合理な状況すら生じているのが実情。
 - 4) 事業法人と指定金融機関との間に課税方法上の格差をつける合理的な理由はないと考えられることから、源泉徴収を免除し申告課税で対処すべきである。
- (3) 非居住者又は外国法人に支払われる国内社債の利子等に係る非課税措置の適用
(所得税法161条、164条、178条、法人税法138条、141条等)
 - 1) 事業活動のグローバル化が急速に進行している今日においては、事業活動における国際的イコールフットイングが十分に確保されることが必要不

可欠である。

- 2) しかしながら、事業会社の重要な資金調達手段である社債の発行については、米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者に対して支払われる国内債及び国外債の利子等の源泉徴収を免除している。これに対し、我が国においては、国内社債に対しては当該措置が採用されておらず、非居住者・外国法人による国内社債の保有が進んでいない状況にある。
- 3) 国内債による資金調達を拡充するために、非居住者、外国法人の受領する国内債利子を非課税にすべきである。

(4) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等、の点で大きな問題がある。
- 3) 一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が80%に制限されていることから、二重課税の排除効果が不完全な状態にある。
- 4) 二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インピュテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(5) 個人投資家に関する金融所得の包括課税の導入

- 1) 日本において企業の資金調達は銀行借入を主とする間接金融市場中心であり、97年秋以降、金融機関の破綻危機が国全体の経済への悪影響を及ぼす等の弊害を考慮すれば、直接金融市場の活性化が急務である。
- 2) そのためには、税制簡素化により、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から株式投資へのシフト等が進行して行くことが必要である。
- 3) 従って、直接金融市場の活性化のためには、所得税率水準との勘案のうえ、金融所得の範囲内で損益通算を前提とする包括的課税を導入すべきである。

2. 企業年金関連税制

中小企業の企業年金を中心に、運用状況の改善が充分でないことから、当面は特別法人税の凍結期間を延長されたい。

なお、今後、抜本的な年金税制の見直しを行う際には、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の課税原則の徹底を図り、特別法人税は撤廃されたい。

この他、企業年金関連税制について以下の措置を要望する。

- 1) 現在、適格退職年金から厚生年金基金への移行は認められているが、厚生年金基金から適格退職年金への移行は認められていない。企業組織の再編が活発化する中で、再編後の企業に複数の制度が存続し制度設計の複雑化を招くことから、統一的な枠組みの下で新たな企業年金制度を創設し、厚生年金基金、適格退職年金、新たに導入される確定拠出年金などの各種企業年金制度との円滑な移行を認め、移行における非課税措置を講じられたい。
- 2) 厚生年金基金は、公的年金の一部代行が義務づけられており、昨今の低金利下では、基金資産の半分を占める代行部分に係る積立不足の穴埋めが企業負担を増大させている。本来、公的年金である代行部分について、公的・私的年金の役割分担の明確化、企業年金財政の健全化等を図る観点から、代

行部分の国への返上を認め、所要の税制措置を行われたい。

3. 企業組織再編税制の抜本改革

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があるため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 会社分割税制の創設と企業組織再編税制の抜本改革

我が国企業の機動的な組織再編を可能とする会社分割制度を導入する改正商法が本年5月に成立したが、商法における手当とあわせて以下の税制措置を講じる必要がある。

- 分割会社への資産移転に係る譲渡益課税の繰延べ
- 分割会社の引当金・準備金の承継の許容
- 会社分割に伴い新たに交付された株式等の一部が配当とみなされるみなし配当課税の適用停止等の株主に対する課税の実質的な繰延べ
- 分割会社設立に伴う登録免許税、不動産取得税等の減免等の措置

また、会社分割制度は合併、現物出資等、既存の組織再編行為と共通する側面があるため、会社分割税制の創設と併せて、既存の組織再編税制全体を抜本的に見直されたい。

具体的には

- 一定の要件を満たす合併について、現在認められていない被合併会社の繰越欠損金・評価性否認金の引継を許容するとともに、みなし配当課税の適用を不適用とする。
併せて、共同で新会社を設立する場合にも一定の要件を満たす場合は、資産譲渡益課税の繰延べ等の税制上の手当を行うことが必要である。

(2) 連結納税制度の導入

経営者の事業組織選択に対する税制の中立性を確保し、分社化、持株会社化等の戦略的な事業組織の再構築を円滑化する観点から、会社分割税制の整備を待って、一定の企業グループ内で各会社の損益を通算して法人税額を算出する本格的な連結納税制度を2002年4月に確実に導入されたい。

以 上